

日高市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、日高市小規模企業振興基本条例（平成30年条例第25号）第4条第4号に基づき、新事業の創出及び起業の支援のため、市内で新たに創業をした者に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業の届出により新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する場合

(2) 創業の日 個人の場合にあつては開業の日、法人の場合にあつては会社設立の日をいう。

(3) 補助対象事業 補助の対象となる事業をいう。

(4) 補助対象経費 補助の対象となる経費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、市内において補助を行う年度内に創業をした者又は交付申請時において創業の日から6か月を経過しない者であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により認定を受けた日高市創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたこと。

(3) 日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号の暴力団、同2条第2号の暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、埼玉県信用保証協会による信用保証の対象となる業種の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 他の者が行っていた事業を継承して行うもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要するもの
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助率等)

第6条 前条の経費に対する補助率及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。この場合において、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、県、他の市町村その他の団体等から同様の補助を受ける場合にあっては、当該補助に対応する補助対象経費は、別表第1に掲げる内容に係る補助対象経費から除く。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載を要しないものとする。

3 規則第4条第2項に規定する事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 新規に事業が開始されたことを示す書類の写し
- (2) 補助対象経費の内訳を示す書類の写し
- (3) 交付申請額の算出基礎資料
- (4) 市税に滞納がないことを証明する書類の写し
- (5) 許認可を必要とする業種で、かつ、すでに許認可を取得している場合にあっては、許認可に係る書類の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更の届出)

第9条 交付決定を受けて補助対象事業を営む者は、交付申請の内容を変更して補助事業を実施しようとするときは、日高市創業支援補助金変更承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し承認の可否を決定するとともに、日高市創業支援補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該補助対象事業を営む者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助金の交付申請をした者は、その申請を取り下げるときは、日高市創業支援補助金交付申請取下届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

（報告書）

第11条 第7条に規定する書類をもって、規則第12条の報告書とみなすものとする。

（補助金の請求）

第12条 第8条の規定による補助金交付決定通知を受けた者は、日高市創業支援補助金請求書（様式第6号）により、市長に補助金の請求をするものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 市長は、経済社会情勢の変化、財源の変動その他この要綱による事業（以下単に「事業」という。）の継続性に影響を与える事象が生じたときは、事業の実施状況を勘案しつつ、その内容について検討を加え、その結果に基づき、事業の廃止を含めて見直しを行うものとする。

#### 別表第1（第5条、第6条関係）

区分	内容	
法人	法人設立に係る費用	定款の認証、登記、印鑑証明及び商業登記簿謄本取得並びに法人設立に係る司法書士等への報酬に係る費用
個人	備品購入費	事業の実施に必要な1件3万円以上の備品の購入費用 （中古の備品、車両等汎用性があり目的外使用になり得るもの及び設置工事等を伴うなど不動産と一体化する設備・備品は除く。）

	広報費	販路の開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費等（補助対象事業を営む者自らが行う広報に係る費用に限る。）
--	-----	---

別表第2（第6条関係）

区分	補助率	補助上限額
法人	2分の1以内	100,000円
個人	2分の1以内	50,000円